

# 六甲アイランドマスコットキャラクター「リックくん」の 着ぐるみ貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、六甲アイランドのマスコットキャラクター「リックくん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」とする。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(権 利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は神戸市（以下、「市」という。）に属する。

(貸し出し目的)

第3条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ貸出すことができるものとする。

(1) 公益的活動の推進を目的として使用する時。

(2) 六甲アイランドへの愛着や親しみを高めるとともに、六甲アイランドのイメージを区内外に発信するために使用する時。

(貸し出し物品)

第4条 「リックくん」着ぐるみ1体。

(貸し出しについて)

第5条 貸出希望者は、予め貸出申込書を市に提出し、承認を得なければならない。

2 申し込み内容について審査し、適当と認める場合は貸出承認書を申込者に交付するものとする。なお、原則として先着順に承認するが、貸出希望日に神戸市主催の事業等と重複する場合は、それらの事業を優先し、前項の承認を取り消すものとし、申込者は一切の異議を申し立てない。

(承認基準)

第6条 申し込みの内容が第3条に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、承認する。

(1) 市もしくは市の施設の管理者等が行う啓発活動または市主催（共催）事業で使用する時。

(2) 国または地方公共団体が使用する時。

(3) 前2号に掲げるもの以外の団体等における奉仕活動もしくは六甲アイランドの地域活性化につながる活動において使用する時。

2 公益上の観点から適当と市が認める場合は、承認する。

(承認基準に関する補則)

第7条 申し込みの内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると市が判断した場合には、承認しない。

(1) 六甲アイランドの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき、またはそのおそれのあるとき。

(2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、

または与えるおそれのあるとき。

(4) 特定の事業者または団体の行う販売促進活動、または営利活動に使用するとき。

(5) その他、着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用料は1日2,000円とする。(年末年始等の長期休暇を挟む場合は要相談)

なお、料金体系を見直すことがある。

2 次の場合は無償とする。

(1) 市もしくは市の施設の管理者等が行う啓発活動または市主催(共催)事業で使用するとき。

(2) 国または地方公共団体が使用するとき

(3) その他、公益上の観点から無償とすることが適当であると認めるとき。

3 使用料は、市が指定する期日までに納付書により納付しなければならない。

4 既納の使用料は返還しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(貸し出しに関する遵守事項)

第9条 第5条第1項の規定による承認を受けた者(以下、「借受者」とする。)は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(2) 申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 貸出承認書に記載された貸し出し期間を遵守すること。

(4) 火気、水周りおよび危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(貸し出し承認の取り消し)

第10条 申し込み内容が第7条に定める事項に該当する使用であることが判明した場合、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを汚損・損傷・滅失させた者は、これをすみやかに現状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第12条 借受者は、着ぐるみの使用に関し、借受者の責めに帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合は、借受者の責任においてすみやかにその損害を賠償しなければならない。

(市の責任)

第13条 着ぐるみの使用の承認に起因して、借受者が被った損害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第14条 市は、申込書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守して取り扱う。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸し出しについて必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月22日から施行する。